

令和4年2月14日

大洲市長 二宮隆久様

大洲市総合計画審議会  
会長 松村暢彦

第2次大洲市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

令和3年5月26日付け3大企第251号で諮問のありましたこのことについて、大洲市総合計画審議会条例の規定に基づき、慎重に調査、審議を行った結果、適当と認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 将来像「きらめくおおず ～みんな輝く肱川流域のまち～」の実現に向け、水と緑の豊かな自然を有する本市の特長や魅力、強みを生かした取組を一層強化し、市民・事業者・行政などが共に学び、互いを高め合いながら、まちの魅力を向上させるよう取り組んでください。
- 2 平成30年7月豪雨災害から1日も早い復興を成し遂げるため、大洲市復興計画との連携・整合を図りながら、生活や産業基盤の再生などに、引き続き、全力を挙げて取り組んでください。
- 3 本市が将来にわたって“きらめき”続けるためには、人口減少をはじめとした本市が抱える課題の解決に向けて、行政だけでなく、市民・事業者・行政の共創により、まちづくりを進めるよう努めてください。
- 4 本計画の推進に当たっては、コロナ禍やデジタル改革に代表される社会情勢等に十分配慮し、施策の進捗状況を適切に管理しながら、施策や事業の実施内容を適切に見直していくようにしてください。
- 5 持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGsは、地域の諸課題を解決することにもつながることから、積極的に取り組み、持続可能なまちづくりに努めてください。